

柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年12月8日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第25号

柴田町地域福祉センター条例の一部を改正する条例

柴田町地域福祉センター条例（平成12年柴田町条例第26号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(構成機関等)</p> <p>第3条 <u>柴田町地域福祉センター</u>（以下「<u>福祉センター</u>」という。）の構成機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>前項各号</u>に規定する機関は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会（以下「柴田町社会福祉協議会」という。）が使用するものとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>福祉センター</u>の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 福祉センターを使用する第3条第2項に規定する柴田町社会福祉協議会（以下「<u>使</u></p>	<p>(構成機関等)</p> <p>第3条 <u>柴田町地域福祉センター</u>の構成機関は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p><u>(5) デイサービスセンター</u></p> <p>2 <u>前項第1号から第4号まで</u>に規定する機関は、社会福祉法人柴田町社会福祉協議会（以下「柴田町社会福祉協議会」という。）が使用するものとする。</p> <p><u>3 第1項第5号</u>に規定する機関は、<u>介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく通所介護の事業を営むもので、町長が適当と認める事業者</u>に限り使用することができるものとする。</p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第4条 町長は、<u>柴田町地域福祉センター</u>（以下「<u>福祉センター</u>」という。）の管理を法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせる。</p> <p>(使用の許可)</p> <p>第9条 福祉センターを使用する第3条第2項に規定する柴田町社会福祉協議会<u>及び同条第</u></p>

用事業者という。)は、あらかじめ町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 町長は、使用事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉センターの使用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

3～4 (略)

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1)～(5) (略)

(使用料)

第11条 第9条第1項の使用許可における使用に係る使用料は、無料とする。

(損害賠償等)

第13条 使用事業者又は利用者が故意又は過失により、福祉センターの施設又は設備を亡失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

3項に規定する事業者(以下「使用事業者等」という。)は、あらかじめ町長の許可(以下「使用許可」という。)を受けなければならない。

2 町長は、使用事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、福祉センターの使用を許可しないことができる。

(1)～(3) (略)

3～4 (略)

5 第3条第1項第5号のデイサービスセンターは、第1項の使用許可を受けた場合、前2条の規定にかかわらず、使用する期間、終日使用することができる。

(使用許可の取消し等)

第10条 町長は、使用事業者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可を取り消し、又は使用を停止することができる。

(1)～(5) (略)

(使用料)

第11条 福祉センターの使用事業者等は、財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例(昭和39年柴田町条例第206号)に定める使用料を納付しなければならない。

(損害賠償等)

第13条 使用事業者等又は利用者が故意又は過失により、福祉センターの施設又は設備を亡失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。